学校の部活動に係る方針

本方針の趣旨等

　○　部活動は、高等学校学習指導要領「総則」の中で、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化等及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運用上の工夫を行うようにすること」と位置づけられている。

　○　本校では、平成31年４月１日付神奈川県教育委員会の「神奈川県立学校に係る部活動の方針の改定」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を改定する。

○　本校では、同好会についても、この方針を適用する。

１．適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定等

　ア　校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成する。

　イ　顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標等を踏まえた年間指導計画を作成し、生徒活動支援グループ担当者に提出する。

　ウ　部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し、理解を得ること。その際、保護者説明会等を設ける、もしくは文書等で説明することが望ましい。

　エ　校長は、上記イの活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

（２）指導・運営に係る体制の構築

　ア　部活動は、学校教育の一環で行われるものであることから、各部活動顧問による適切な運営・指導・管理・指導のもとで行われるものとする。

　イ　日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問間や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。

　ウ　生徒活動支援グループは、各部活動の顧問を２名以上配置し、校長が委任する。また、主顧問、第２顧問を定めるものとする。

　エ　部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生徒指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。

　オ　年間の活動目標と活動予定日数を明確にするために、部活動顧問は、（様式１）年間指導計画と（様式２）年間活動計画を４月７日までに作成し、生徒活動支援グループ担当まで提出する。

　カ　月間予定を明確にするために、部活動顧問は、翌月の活動予定について、前月25日までに（様式３）月間指導計画もしくは部の予定表を１部生徒活動支援グループ担当者まで提出する。

　キ　各部活動の活動実態を把握するために、部活動顧問は、活動実績を（様式３）に記載し、併せて指定された電子ファイルに入力する。

ク　校長は、（様式１）～（様式３）の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように持続可能な部活動を実施できるよう、必要に応じて指導・是正を行う。

２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

部活動顧問は、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導を行う。また、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意すること。生徒それぞれの興味・関心や体力・技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶する。

３　適切な休養日等の設定

原則週当たり平日１日以上、週休日１日（週休日は半日×２日も可）以上の休養日を設けるものとする。ただし、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定する。

　また活動時間においては、合理的でかつ効率的・効果的な活動をめざし、長時間とならないように努める。

　＜具体的な運用について＞

①　原則週当たり平日１日以上、週休日１日（週休日は半日×２日も可）とし、生徒活動支援グループが示した①の日数と、（様式２）年間活動計画の日数の合計の差が平日及び週休日各52日以上になるように活動計画を立てるものとする。

　　②　各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。

　　③　年間52週と考え平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。また、ひと月のうち、平日が１日以上、週休日１日以上の休養日を設けること。

＜52日の考え方＞

①　生徒活動支援グループが、学校行事等を考慮し、年度初めに平日、週休日の日数を提示する。

②　平日は放課後の部活動が行われない日を１日とする。

③　週休日（祭日等を含む）は、全日の休養日を１日とし、半日の休養日を0.5日とする。

④　長期休業中は、すべて週休日と同様の扱いとする。

○年末年始（12月28日～１月３日）については、52日の考え方の日数に算入する。

４　生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

（１）　生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定する。

本校においては、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努める。

（２）　地域との連携等

校長は、生徒のスポーツ・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備に努める。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

５　取組の検証

 　本指針に示す取組については、年度ごとに取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要に応じて改善を図っていくものとする。